平成27年度第１回岡崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

日　　時：平成27年４月27日（月）午後２時10分～午後３時30分
場　　所：岡崎市役所福祉会館３階　303号室
出席委員：８名
　　糸洲朝久、今西洋子、佐々木公麿、塩澤美穂子、鈴木修、根来民子、
　　本田康英、牧野正高
欠席委員：２名
　　古田学（低所得者福祉専門分科会に出席）、大岩みちの
事務局等：11名
傍 聴 者：なし

１　開会
２　委員自己紹介
３　事務局職員自己紹介
４　議事
　⑴　会長選任
　⑵　児童福祉専門分科会の職務、役割について
　⑶　平成27年度新規事業等について
　　ア　認可外保育施設補助業務
　　イ　産前産後家庭支援業務（産前産後ホームヘルプサービス）
　　ウ　母子生活支援施設「いちょうの家」指定管理者選定
　⑷　小児慢性特定疾病児童等の自立支援員の配置について
５　報告
　⑴　おかざきっ子　育ちプラン　岡崎市子ども・子育て支援事業計画
　⑵　福祉の村施設整備業務（こども発達センター・友愛の家）
６　閉会

《主な質疑、意見など》

議事１　児童福祉専門分科会長の選任について

岡崎市社会福祉審議会条例第７条第２項の規定に基づく児童福祉専門分科会長の選任について、委員全員の承認を受け、根来委員の会長就任を決定

（会長指名により古田委員を副会長、議事録署名者を今西、塩澤委員へ依頼
※事務局により古田委員の承諾の意向を確認）

議事２　児童福祉専門分科会の職務、役割について

事務局　「岡崎市社会福祉審議会運営規程」に基づき審議事項等について説明
（質疑・意見なし）

議事３　平成27年度新規事業等について

ア　認可外保育施設補助業務

事務局　「資料1-1、1-2　認可外保育施設補助業務」について説明

委　員　：　証明書を交付されていない施設へは補助金が交付されないのですか。

事務局　：　交付されません。今回の補助制度により、基準を満たすよう促していきたいと考えています。

委　員　：　証明書を交付されていない施設は何かしらの欠点があると思うのだが、市から指導を行うことはあるのですか。

事務局　：　毎年、立ち入り調査や文書による現況調査などを行い、必要に応じて直接指導や改善報告を求めています。特に検便や健康診断など、やろうと思えばできることについては、補助金を付けることで、市としても徹底していきたいと考えています。

事業主体が幼稚園、株式会社、個人など様々であり、例えば一般の民家を使って事業を行う施設については、避難経路の確保など、改修を伴わなければ基準を満たすことできないところもありますが、できる範囲での改善は進めてもらえるよう指導をしています。

委　員　：　市からの援助があれば、証明書を交付されていない施設も、できるだけ証明証を受けられるようになるよう、進めていただければと思います。

現在、証明書を受けていない施設の利用者数を教えてください。

事務局　：　各クラブの利用者は１名から 22 名で、合計 64 名です。

委　員　：　証明書を受けていない施設の中には、証明書を受けている施設よりも

多くの子どもが利用しているところがあるようですね。利用するかどうかわかりませんが、今回の補助制度の新設についてきちんと通知する必要があると思います。

事務局　：　本年３月にすべての施設に対し、制度の説明をさせていただいております。

会　長　：　岡崎市は検便について保健所の指導が徹底している地域だと認識しているのですが、保育施設が実施していないのには違和感があります。

事務局　：　検便未実施の施設は、食事については調理を行うことなく、弁当や外注としているのですが、調乳のみ施設内で行っているというケースばかりです。調乳のみの場合についても検便を行うよう指導しています。

委　員　：　岡崎市は保育所の待機児童が０人であるのですが、証明書の発行を受けていない認可外施設が成立しているのは、単に預けやすいという理由からだけでしょうか。

事務局　：　預けやすいということもあると思いますが、認可外の利用者はほとんどの方が年度途中での入所となっています。４月からの入所の場合は、いずれかの認可保育所へ入所いただくことができ、待機児童０人となっているのですが、年度途中の場合は、住宅開発により利用希望者が集中するところなど、地域によっては希望の保育園に入っていただけない状況があります。そうした場合、翌年度の４月までのつなぎとして認可外施設を利用することが実態としてあります。

　ですので、認可外の経営はなかなか安定せず、４月になると利用者数が０人に近づきます。年度途中に増えていき、２～３月にピークを迎え、また４月に０人に近づくといった状況です。

委　員　：　認可外保育施設の需要があるということだと思いますし、衛生的な問題などがあるのであれば、岡崎市としてフォローする必要があると思うのですが、どのように考えていますか？

事務局　：　現状では認可外の施設については３歳未満の利用者が多く、裏を返せば、３歳未満児の認可保育所の受入態勢が十分整っていないことが課題であると認識しています。

　即時の対応はなかなか難しいですが、保育所の建替えなどにより施設面の拡充を行うとともに、保育士不足への対策を進め、需要に応えられるよう、保育サービスの充実を図ってまいりたいと考えています。

委　員　：　岡崎市の認可外保育施設は、資料 1-1 にあるものですべてですか。

事務局　：　資料 1-1 にあるもの以外としては、企業等で従業員のお子さんを預かる事業所内保育施設があります。事業所内保育施設は届出の義務はありませんが、市として状況の把握に努めています。

　今回の補助制度では、地域の子どもを受け入れている施設を対象とするため、従業員の子どものみに受け入れを限定している施設は補助対象

外としています。

委　員　：　３歳未満児の待機児童は岡崎市にいますか。

事務局　：　国の基準でいえば待機児童は０人です。しかし、特定の保育園に限ってみれば定員いっぱいのところもあり、近隣の保育園を紹介している場合もあります。

選ばなければ希望者すべてを受け入れられますが、どうしても希望の保育園に入れたいという保護者の場合には、育休を延長したり、認可外保育所を４月まで利用し、新年度からは希望の保育園を利用できるよう改めて申込をするといった方もみえます。

会　長　：　交通の便などを考えると特に駅の近くなどは保育施設へのニーズは高いわけですが、そういった場所は地価も高く、簡単には保育園を整備できません。ですから、こういった認可外保育施設がある程度受け入れできないと、現実として難しいですね。

委　員　：　保育施設が充実することにより、子どもの数が増え、人口増加につながることを期待しています。

事務局　：　この度策定いたしました「おかざきっ子　育ちプラン」では、区域ごとに利用見込みや提供サービス量の過不足を分析しております。今後はそれに合わせてどのように計画的に整備を進めていけるかが我々の課題であると認識しております。

イ　産前産後家庭支援業務（産前産後ホームヘルプサービス）

事務局　「資料２　産前産後家庭支援業務」について説明。

委　員　：　利用者負担額はいくらですか。

事務局　：　１時間あたり 600 円とする予定です。生活保護受給者や市民税非課税世帯については、利用負担額０円とする予定です。

会　長　：　これまでは「育児に対する支援サービス」はあったが、「家事を手伝ってくれる」という点が画期的だと思います。時間制限があるようですが、里帰り分娩も減っていますので、PRしていただければと思います。

委　員　：　他市で同様のサービスを行っていますか。また、他市の利用者負担額はどうなっていますか。

事務局　：　県内では名古屋市で実施しています。全国的には、中核市で実施している自治体はいくつかあります。利用者負担額は、概ね同程度だと思われます。

事業の詳細が決まりましたら、民生委員の会長会などで説明させていただきます。

委　員　：　養育支援訪問事業との違いはどんなところですか。

事務局　：　養育支援訪問はハイリスク家庭を対象としており、専門職が行う育児

相談・栄養相談・発達相談と、家事支援を行うヘルパー派遣の２種類に分かれておりまして、市側で支援が必要と判断される家庭に入っていくものです。

今回の産前産後家庭支援業務については、日中ご家庭からの支援が受けられない家庭において、利用を希望される方からの申請に基づきサービスを提供するもので、２つの事業は趣旨に違いがあります。

委　員　：　育児支援を行うものとしては、ファミリー・サポート・センター事業もありますが、今回の事業との併用は可能でしょうか。また、担当部局相互の連携はされるのでしょうか。

事務局　：　ファミリー・サポート・センター事業と本事業との違いとして、ファミリー・サポートでは家事援助はできません。また、ファミリー・サポートでは援助会員のご家庭でお子様を預かるのに対し、本事業では、利用者の家庭に行って家事・育児援助を行うという点が異なります。

またファミリー・サポートでは、上のお子さんの送迎を行うことができますが、本事業では援助する人だけで送迎を行うことはできません。

それぞれのサービスの範囲がありますので、利用者のご希望に合わせてサービスを組み合わせて、提供していければと考えています。

ウ　母子生活支援施設「いちょうの家」指定管理者選定

事務局　「資料３　「いちょうの家」指定管理者選定」について説明

会　長　：　今の施設はいつできたものですか。

事務局　：　昭和 22 年にできた建物で、中を少しずつ改修しながら利用しています。

委　員　：　何世帯くらいが利用しているのですか。

事務局　：　全部で 20 世帯が利用できるのですが、常時ほぼ満室状態です。

委　員　：　入りたくても入れなくて困っているケースもありますか。

事務局　：　入れなくて困ってしまう世帯もありますが、ＤＶ被害により市外・県外より避難してくる世帯の利用もあり、岡崎市内の方だけでなく、市外から来て利用される方もあります。

会　長　：　最近の特徴ですね。逆に岡崎でＤＶ被害にあった方が市外の母子支援施設に避難するというケースもあります。当初、施設を設置した時とは利用者の背景が変わってきているように感じます。また、外国人の方や、お子さんが障がいを持っているケースなど、生活していくのが大変な家庭も増えていると聞きます。

委　員　：　20 歳までのお子さんがいる世帯が利用できるということですが、実際にはいくつくらいのお子さんがいる家庭が暮らしているのですか。

事務局　：　狭い部屋ですので、お母様が自立できる環境になれば、退所されてい

きます。お子さんは乳幼児から小学校低学年のところが多いですが、たまに 17、18 歳のお子さんのいる世帯の利用もあります。お子さんが勉強をするのには厳しい環境ですので、利用者の回転は比較的早いと思います。

委　員　：　他市での話ですが、男子のお子さんは中学生になると母子施設には入れなく、児童相談所で保護され、母子が別々になるというのを聞いたことがあるのですが。

事務局　：　男の子が入っていたケースはあります。ただ、男の子は特にそうなのですが、中学・高校になると母子生活支援施設にいることに抵抗を感じ、それをきっかけに退所をされるというケースも過去にはありました。

議事４　小児慢性特定疾病児童等の自立支援員の配置について

事務局　「資料４　小児慢性特定疾病児童等の自立支援事業の概要」について説明

委　員　：　今までとの違う点はどんなところですか。

事務局　：　自立支援員を新たに置くことがこれまでとの異なる点です。

自立支援員を置く目的は「成人期に向けた支援を行うこと」にあり、就労支援などの支援を強化していきます。

会　長　：　小児慢性特定疾病はほとんどのものが 18 歳まで、一部のものが 20 歳までとされています。学校を終えた子どもたちをいかにして自立させていくのか。特に職業選択についての支援が中心となります。

保健師は健康、医療に近い面でのサポートとなりますので、自立支援員には福祉的なサポートが大きくなります。

報告事項

・事務局　「おかざきっ子　育ちプラン　岡崎市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年３月に策定した旨を報告

・事務局　「資料５　こども発達センター整備スケジュール」について説明
（質疑・意見なし）

閉会

事務局　：　長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。
これをもちまして平成27年度児童福祉専門分科会を終了いたします。

（午後３時30分　閉会）